

## 御浜町要綱第21号

### 御浜町妊婦健康診査通院助成金事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、町内における出産の医療体制が整っていないことにより、妊婦健康診査等を町外の医療機関等で行わざるを得ない妊婦の経済的負担を軽減することを目的とし、妊婦健診等の通院に要する交通費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (助成の対象)

第2条 助成の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 妊婦健診を受診したもの

(2) 妊婦健診の受診時及び申請時において御浜町の住民基本台帳に記録されているもの

#### (助成事業の対象経費)

第3条 助成事業の対象経費は、妊婦健康診査のための通院費用とし、助成の対象となる通院回数の上限を14回とする。

2 助成金の対象となる医療機関および助成金の額は、別表の通りとする。

#### (交付申請)

第4条 助成を受けようとするものは、分娩後、原則として出生届の受理日

の翌日から起算して6ヶ月以内に関係書類を添えて御浜町妊婦健康診査通院助成金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付の可否決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、交付する事が不相当と認められた時はその理由を付して御浜町妊婦健康診査通院助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 町長は、助成を行うことを決定した申請者に対し、申請者の指定する金融機関の口座への振込みの方法により、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けたものに対し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる事ができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

別表（第3条第2項関係）

利用医療機関	通院1回当たりの助成金の額	
尾鷲総合病院	1,000円	タクシーによる通院の場合は支払った額の2分の1に相当する額（100円未満切捨て）とし、5,000円を上限とする。 タクシー通院の助成対象回数は4回限りとする。
新宮市立医療センター	1,000円	
いずみウイメンズクリニック	800円	
大石産婦人科医院	600円	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

御浜町長

様

申請者 住所 御浜町大字

氏名 印

電話番号

御浜町妊婦健康診査通院助成金交付申請書

私は、御浜町妊婦健康診査通院助成金事業実施要綱第4条の規定に基づき、妊婦健康診査通院助成金の交付を受けたく下記のとおり申請します。

記

受診医療機関						
通院方法等	受診日	交通機関	助成金額	受診日	交通機関	助成金額
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
申請額合計						
上記の通り妊婦健康診査通院助成金を申請します。 年 月 日 御浜町長 様 住所 氏名 印						

- \*添付書類 1.母子健康手帳の写し  
2.医療機関等の発行する領収書  
3.タクシー利用の際のその領収書

振込先金融機関等

銀行名		支店名	
銀行コード		支店コード	
口座種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

御浜町長 印

御浜町妊婦健康診査通院助成金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請がありました、御浜町妊婦健康診査通院助成金の交付については、御浜町妊婦健康診査通院助成金事業実施要綱第5条の規定により次の通り決定したので通知します。

記

交付の可否	可 ・ 否
助成金交付決定額	円
不交付決定の理由	